

①公営企業会計

～予 算～

講師 鈴木 利勝

(総務省地方公営企業等経営アドバイザー)

目次

□ 公営企業会計の予算

- 官庁会計と公営企業会計の相違点
- 予算作成フロー
- 予算の調製権及び原案の作成時期
- 予算の記載事項及び様式
- 3条予算／4条予算
- 予算に関する説明書
- 継続費の逡次繰越
- 予算繰越

公営企業会計の予算

➤ 官庁会計と公営企業会計の相違点

- 予算書は文言形式で予算総則的なもの。款項まで示され、目からの具体的な内容は、予算の付属書類である実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書等で表される。付属書類は議会での参考資料であり、議決対象ではない(法第25条、令第17条の2)

弾力性

- 議決を受けた予算の範囲内で管理者は適当に予算を組み換え、予算執行計画を別に作成できる。
- 特殊の科目(職員給与費、交際費等)以外の費目**流用**の権限が大幅に管理者に与えられている。
- 業務量の増加に伴い収入が増加する場合に限ってその事務に要する経費の予算超過支出が認められている(**予算の弾力条項**)

<地方公営企業法施行令>

(予算の執行)

第十八条 管理者は、地方公営企業の予算の執行について、地方公営企業の適切な経営管理を確保するため、必要な計画を定め、これに従って地方公営企業の予算を執行するものとする。

<地方公営企業法施行令>

2 予定支出の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互に流用することができない。ただし、予定支出の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより流用することができる。

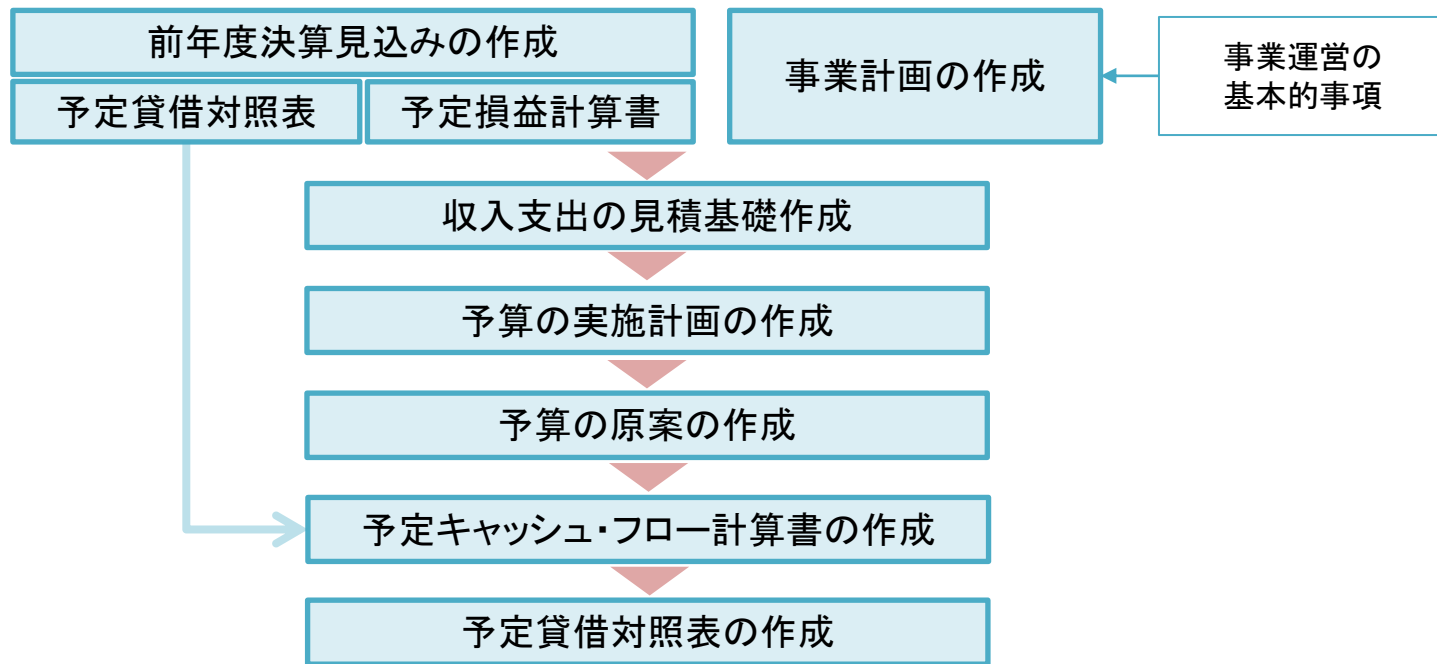
<地方公営企業法施行令>

(予算)

3 業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。この場合においては、遅滞なく、管理者は、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

公営企業会計の予算

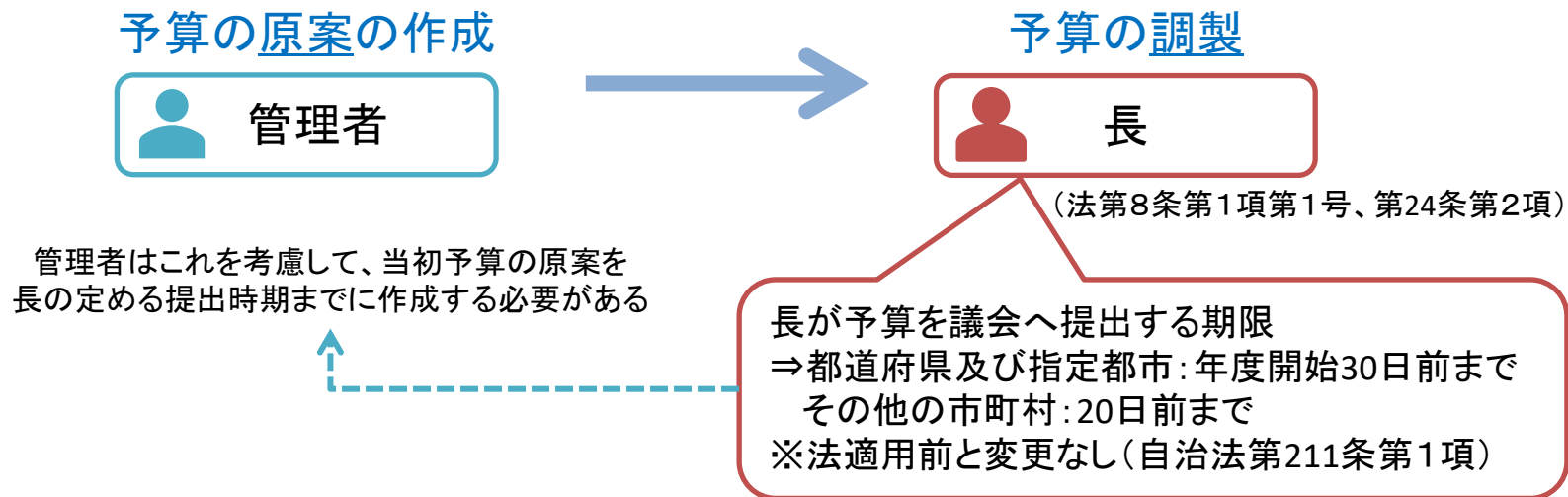
➤ 予算作成フロー



公営企業会計の予算

公営企業会計の予算は、事業の効率的運営に重点が置かれ、支出の規制に重点が置かれた拘束性の強い一般会計等予算と異なり、一定の収入(収益)をあげるための支出(費用)の増など、収入と支出が密接に結びついている。

➤ 予算の調製権及び原案の作成時期



公営企業会計の予算

➤ 予算の記載事項及び様式

予算の様式については、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第45条及び別記第1号に定められており、各条文の形式をもって示すいわゆる文言形式。

別記第一号(第四十五条関係)

予算様式
平成何年度(地方公共団体名)何事業会計予算
(総則)

第1条 平成何年度何事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
(1) 何々
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 事業収益	千円		
第1項 営業収益	千円		
第2項 営業外収益	千円		
第3項 特別利益	千円		
第1款 事業費	千円		
第1項 営業費用	千円		
第2項 営業外費用	千円		
第3項 特別損失	千円		
第4項 予備費	千円		
(資本的収入及び支出)			

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入が資本的支出額に對し不足する額何千円は当年度分損益勘定留保資金何千円、繰越(又は当年度)利益剰余金処分額何千円及び何々何千円で補てんするものとする。)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	千円		
第1項 企業債	千円		
第2項 出資金	千円		
第3項 他会計からの長期借入金	千円		
第4項 固定資産売却代金	千円		
第5項 何々	千円		
第1款 資本的支出	千円		
第1項 建設改良費	千円		
第2項 企業債償還金	千円		
第3項 他会計からの長期借入金償還金	千円		
第4項 何々	千円		
(雑税費)			

第5条 繰越費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1何々	1何々		千円	年度	千円
(債務負担行為)					
第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。					
事 項	期 間	限 度 額	千円		
(企業債)					
第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。					
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
	千円		%		
(一時借入金)					
第8条 一時借入金の限度額は、何千円と定める。					
(予定支出の各項の経費の金額の適用)					
第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。					
(1) 何々 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)					
第10条 次に掲げる経費については、その(これらの)経費の金額を、(これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは)それ(これら)以外の経費の金額に流用し、又はそれ(これら)以外の経費をその(これらの)経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。					
(1) 職給与費			千円		
(2) 交際費			千円		
(3) 何々			千円		
(他会計からの補助金)					
第11条 何々のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、何千円である。					
(利益剰余金の処分)					
第12条 繰越(又は当年度)利益剰余金のうち何千円は、次のとおり処分するものと定める。					
(1) 何々 (たな卸資産購入限度額)					
第13条 たな卸資産の購入限度額は、何千円と定める。 (重要な資産の取得及び処分)					
第14条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。					
種 類	名 称	数 量			
1 取得する資産					
種 類	名 称	数 量	処分の態様		
2 処分する資産					

平成何年何月何日 提出
(何都(道府県)知事)(何都(道府県)何市(町村)長)
氏 名

(注) 1 業務の予定量については、水道事業又は工業用水道事業にあつては給水戸数又は給水事業所数、年間総給水量、一日平均給水量等を、軌道事業、自動車運送事業又は鉄道事業にあつては車両数、年間走行キロメートル、年間総輸送人員、一日平均輸送人員等を、ガス事業にあつては供給戸数、年間供給量、一日平均供給量等を、電気事業にあつては年間販売電力量等を、病院事業及び外来患者数等を記載するほか、主要な建設改良事業の概要を記載すること。
2 二以上の事業を通じて一の特別会計により経理する場合においては、上記様式に準じて調整すること。
3 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じて調整すること。
4 債務負担行為については、年度ごとに当該年度の限度額を記載すること。ただし、その性質上年度ごとの限度額の明らかでないものは、その総額を記載することができること。なお、限度額の金額の表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。
5 企業債については「起債の目的」は当該企業債値金によつて執行する事業の名称を、「利率」は年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行う場合においては、「利率」は文言で記載することができること。
6 重要な資産の取得及び処分については、「種類」は土地、建物等の別を、「名称」は不動産にあつてはその名称のほか所在地を「処分の態様」は売却、譲与、交換等の別を記載すること。

公営企業会計の予算

予算に記載すべき事項については、次のとおり(地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第17条第1項各号)。

第2条:業務の予定量

当該年度の活動の基本的目標として業務の予定量を定める。
記載項目は、則別記第1号及び他団体の例を参考に、主要建設改良事業の概要等を記載する。

第3条:収益的収入・支出

当該年度の経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上する。

第4条:資本的収入・支出

諸施設の整備、拡充等の建設改良費とこれに要する資金としての企業債収入及びその元金償還等を計上する。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する場合は、その不足額を企業内に留保している資金で補填するが、その補填財源の内訳についても括弧書きで記載する。

第5条:継続費

予算科目の款項区分、事業名、総額、年度及び年割額を記載する。

第6条:債務負担行為

債務負担行為の内容、期間及び年度ごとの限度額を記載する。

公営企業会計の予算

第7条：企業債

企業債発行の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載する。

第8条：一時借入金の限度額

予算内の支出をするために一時的に借り入れる額の最高限度額を記載する。

一時借入金の限度額は、当該年度に借り入れる最高限度額を規定するものであり、当該年度内の一時借入金の累積総額を規定するものではない。

一度に10,000千円を借りた後に一度返済すれば、当該年度内で再び返済額は借り入れることが可能であり、結果として当該年度で30,000千円借りることも可能。

ただし、一時借入金は原則として借りた年度内に償還する必要がある。資金不足のため償還することができない場合は、借換えを行い翌年度に繰り越すことができるが、その場合、さらに借り換えることはできないことに留意が必要。

第9条：予定支出の各項の 経費の金額の流用

各項の間における流用を許すべき項目について定める。

第10条：議会の議決を経なければ 流用することのできない経費

支出予算のうち、流動的な執行を許すことが不適当な項目を記載する。
職員給与費、交際費以外の項目についても流用禁止項目として定めてもよい。
職員給与費は、3条予算に計上した給与費と4条予算に計上した給与費の合計額が記載の対象。また、賞与引当金繰入や退職給付費などの給与費関連の引当金繰入も含める。

公営企業会計の予算

第11条：一般会計又は他の特別会計からの補助金

3条及び4条予算に含まれる補助金について、補助を行う会計名、金額およびその理由を記載する。

第12条：利益剰余金の処分

処分予定の利益剰余金について、使途と金額を記載する。

剰余金の処分は決算に関する手続であるため、原則として決算確定後でなければ処分できず、処分後の予算からでなければ補てん財源として使用できない。

しかし、確実に発生が見込まれる利益に限り、予定処分を行うことで、4条の補てん財源として当年度中に補てん財源として使用することができる。

なお、予算に定めることにより予定処分を行った場合には、決算確定時に補てん額以上の額を必ず処分しなければならない。

第13条：たな卸資産購入限度額

当該年度内に購入するたな卸資産の購入限度額を記載する。

第14条：重要な資産の取得及び処分

条例で基準を定めた重要な資産の取得及び処分について、その種類、名称、処分の態様を記載する。

公営企業会計の予算

➤ 3条予算：収益的収支

収入

- 第1款 ○○事業収益
 - 第1項 営業収益
 - 第2項 営業外収益
 - 第3項 特別利益

支出

- 第1款 ○○事業費用
 - 第1項 営業費用
 - 第2項 営業外費用
 - 第3項 特別損失
 - 第4項 予備費

＜地方公営企業法＞
(予算)

第二十四条 地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。

- 公営企業の予算は、収入、支出の大綱を定めるものであり(法第24条第1項)、**議決項目は、款項のみ**とされている。
- 予算に関する説明書としての予算の実施計画は、議決を受けた予算の執行計画を目的の段階まで示すものであるが、款項の積算内容を目的の段階において示すという意味をもつ。

例) 水道事業の目

- ①**営業収益**: 給水収益、受託工事収益、その他の営業収益等
- ②**営業外収益**: 受取利息及び配当金、他会計補助金、補助金、消費税及び地方消費税還付金、雑収益等
- ③**特別利益**: 固定資産売却益、過年度損益修正益等
- ④**営業費用**: 原水費、浄水費、配水費、給水費、受託工事費、業務費、総係費、減価償却費、資産減耗費等
- ⑤**営業外費用**: 支払利息及び企業債取扱諸費、消費税及び地方消費税、雑支出等
- ⑥**特別損失**: 固定資産売却損、減損損失、災害による損失及び過年度損益修正損

下水道事業の場合
長期前受金戻入

減価償却費のように、現金の支出を伴わない費用もある

公営企業会計の予算

➤ 4条予算：資本的収支

収入

第1款 資本的収入

第1項 分担金

第2項 国庫補助金

第3項 他会計補助金

第4項 企業債

支出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

- 4条予算の収入及び支出は貸借対照表の科目の増減として示される。
- しかし、貸借対照表勘定に属する取引の予算化については、その取引全部について議決予算の対象とすることは、一般行政の予算に比較しても非常に複雑となるので、その発生する取引中主として現金支出を必要とするものを資本的支出に計上し、原則として現金収入が予定されるものを資本的収入に計上し、予算計上項目を限定することによって、予算内容の明確化が図られている。



この結果、3条予算には現金支出を伴わないものも計上されるのに対して、4条予算では原則としては現金の動きを伴うもののみが計上されることになる。

すなわち、4条予算は資金収支の性格をもつ。

※従って、物件等の寄附を受けた場合は資本的収入として処理すべきものではない。しかし、すでに購入済の貯蔵品を庫出して建設改良に使用する場合は、資本的支出に計上のうえ使用しなければならない。

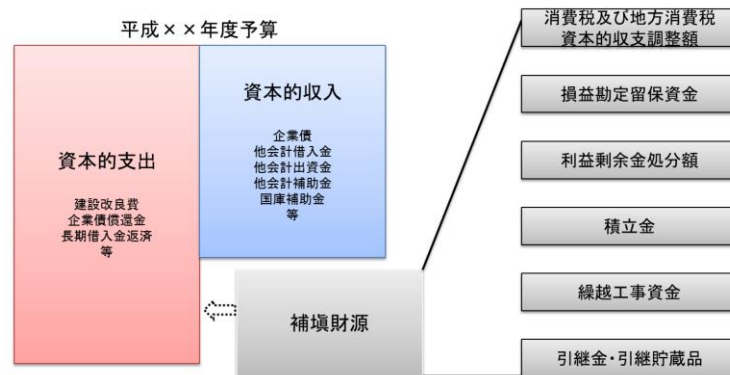
公営企業会計の予算

➤ 4条予算：資本的収支不足

資本的収支予算(いわゆる4条予算)は、通常、支出(建設改良費や企業債の元金償還金など)に対して、収入(国庫補助金、企業債、他会計補助金など)が不足する



この4条予算の収支不足額の補てんに用いる財源のことを
補てん財源という。



- ✓ 内部に留保された現金・預金等の資金を補てん財源として用いるということは、それが固定化(建設改良の場合等)し、あるいは企業外へ流出(企業債元金償還の場合等)することを意味する。
- ✓ したがって、単に現金があるというだけではその現金を補てん財源に使用することはできず、それが**固定化あるいは企業外へ流出しても差し支えない性質**であることが必要。

⇒この性質上補てん財源として使用できるものは次頁のとおり

公営企業会計の予算

<主な補てん財源の種類>

■ 消費税及び地方消費税資本的収支調整額

収益的収支の消費税等に、資本的収支に係る消費税等や貯蔵品購入に係る消費税等を含めて納税額を算定することにより発生する消費税等は、内部留保資金となる。

■ 損益勘定留保資金(過年度分・当年度分)

損益勘定留保資金とは、減価償却費、たな卸資産減耗費等の収益的収支における現金支出を必要としないものを費用に計上することによって留保される資金。ただし、補てん財源として使用できる額は、これらの費用の合計額から、長期前受金戻入相当額や、欠損金が見込まれるときはその額を控除した範囲内の額。

■ 利益剰余金処分額

利益剰余金処分額とは、収益的収支予算(いわゆる3条予算)における収益が費用を超える額に相当する金額で、予算においてあらかじめ処分することを定めた額。これには、繰越利益剰余金処分額と当年度利益剰余金処分額とがある。


繰越利益剰余金処分額は、前年度末における繰越利益剰余金として確実に生じると見込まれる金額のうち、予算において処分することとした額に相当する金額。

なお、前年度末の貸借対照表において未処分利益剰余金として表示されているもののうち既に予定処分したものは、補てん財源として使用することはできない。当年度利益剰余金処分額については、前年度末において未処理欠損金がある場合は、これを差し引いた額となる。

公営企業会計の予算

＜補てん財源の使用順序＞

- 補てん財源として使用できるものが複数ある場合、それらをどの順序で使用するかについて、特段の規定はないため、基本的には個々の事業における判断に委ねられているが、次の順序で使用する事が適当。
- なお、下記以外に積立金(減債積立金、建設改良積立金等)がある場合で、その目的のために当該年度において取り崩す予定がある場合は、それを優先的に充当。



- 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額がある場合、そちらを先に使用。

- 繰越工事資金又は引継金、引継貯蔵品

- 当年度分損益勘定留保資金

過年度分損益勘定留保資金がある場合、そちらを先に使用。

- 当年度利益剰余金処分額

過年度分損益勘定留保資金がある場合、そちらを先に使用。

公営企業会計の予算

➤ 予算に関する説明書の作成

- 予算原案と併せて、予算に関する説明書を作成し長に提出しなければならない(法第25条)。

※様式・・・則別記第2号～第5号、第10号、第13号及び第15号

- なお、則第35条により、予算に関する説明書には同条各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記しなければならない。(注記の方法及び内容・・・則第36条～第44条)

● 予算の原案の作成

● 予算に関する説明書の作成・提出



＜地方公営企業法＞
(予算に関する説明書)

第二十五条 地方公共団体の長は、地方公営企業の予算を議会に提出する場合においては、当該地方公営企業の管理者が作成した政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

＜地方公営企業法施行規則＞
(注記の区分)

第三十五条 会計に関する書類(法第二十五条の予算に関する説明書並びに法第三十条第九項の決算について作成すべき書類、同条第一項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第六項の決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。)には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

- 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 二 令第十七条の二第一項第二号に掲げる予定キャッシュ・フロー計算書及び令第二十三条に規定するキャッシュ・フロー計算書(以下「予定キャッシュ・フロー計算書等」という。)に関する注記
- 三 予定貸借対照表等に関する注記
- 四 セグメント情報に関する注記
- 五 減損損失に関する注記
- 六 リース契約により使用する固定資産に関する注記
- 七 重要な後発事象に関する注記
- 八 その他の注記

公営企業会計の予算

➤ 予算に関する説明書 予算に関する説明書における作成書類は次のとおり(令第17条の2)。

1. 予算の実施計画

3条予算及び4条予算について、**目の科目ごとの金額**を記載する。
※税込みで作成し、合計額は3条予算及び4条予算の款又は項の金額と一致する。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書

当該事業年度の現金収支について、業務活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分して記載する。

3. 給与費明細書

3条予算及び4条予算に計上した職員給与費の内訳を記載する。
※合計額は予算第10条の流用禁止項目の職員給与費の額と一致する。

4. 継続費に関する調書

予算に定めた継続費の明細を作成する。
※過年度の予算の議決を経て、当該事業年度に効果が及ぶものについても記載する。

＜地方公営企業法施行令＞
(予算に関する説明書)

第十七条の二 法第二十五条に規定する政令で定める
予算に関する説明書は、次に掲げるものとする。

- 一 予算の実施計画
 - 二 予定キャッシュ・フロー計算書
 - 三 給与費明細書
 - 四 継続費に関する調書
 - 五 債務負担行為に関する調書
 - 六 当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の
予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 2 前項第一号から第五号までに掲げる書類の様式は、
総務省令で定める。

公営企業会計の予算

5. 債務負担行為に関する調書

予算に定めた債務負担行為の明細を作成する。
※過年度の予算の議決を経て、当該事業年度に効果が及ぶものについても記載する。

6-1. 当該事業年度の予定貸借対照表

当該事業年度末の予定貸借対照表を作成する。

6-2. 前事業年度の予定損益計算書

前事業年度の予定損益計算書を作成する。

6-3. 前事業年度の予定貸借対照表

前事業年度末の予定貸借対照表を作成する。

＜地方公営企業法施行令＞
(予算に関する説明書)

第十七条の二 法第二十五条に規定する政令で定める
予算に関する説明書は、次に掲げるものとする。

- 一 予算の実施計画
 - 二 予定キャッシュ・フロー計算書
 - 三 給与費明細書
 - 四 継続費に関する調書
 - 五 債務負担行為に関する調書
 - 六 当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の
予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 2 前項第一号から第五号までに掲げる書類の様式は、
総務省令で定める。

公営企業会計の予算

➤ 継続費の逓次繰越

継続費は、自治法第212条の規定により、その経費の総額及び年割額を予算の内容として議会で議決することにより設定(5条予算)されるが、継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、毎事業年度内に支払義務が生じなかったものがあつた場合は、これを不用額とせず、管理者は継続年度の終わりまで逓次繰り越して使用することができる。

- 年度末に支払義務が生じなかったものについて、次々に翌事業年度に繰り越し、翌年度の継続費当年度支出額に併せて支出できる
- この場合、議会の議決は要せず、また繰越額は繰り越された年度の予算に計上する必要がない

※しかし管理者は長に対して、継続費繰越額の使用に関する計画について **継続費繰越計算書**をもって翌事業年度の5月31日までに報告するものとし、報告を受けた長は、次の議会においてその旨を報告しなければならない。

<地方公営企業法>
(予算の繰越)

第二十六条 3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

繰越の手続

<地方公営企業法施行令>
(継続費)

第十八条の二 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで逓次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもって翌事業年度の五月三十一日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

継続費繰越計算書様式

何年度		地方公共団体名		何事業会計		継続費繰越計算書					
款	項	事業名	継続費の総額	何年度継続費予算現額		支払義務発生(見込)額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳		翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額				何々	何々	
1何々	1何々		円	円	円	円	円	円	円	円	円

※地方公営企業法施行規則別記第6号より

公営企業会計の予算

➤ 予算繰越

継続費の通次繰越のほか予算の繰越には、建設改良費の繰越及び事故繰越の2つがある。

■ 建設改良費の繰越

- ✓ 予算に定めた公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる(法第26条第1項)。
- ✓ これは継続費のように数年度にわたって年次割をたて、またこれを通次繰越するのではないが、建設改良費に限って、その性質から1事業年度だけは、翌年度へ繰り越して使用することができるとしているのであり、建設改良という性質により規定されているのであって、繰越の理由によっては区別されていない。
- ✓ 従って、その繰り越したものをさらに翌年度へ繰り越すことはできず、この場合においては予算に計上して新たに議会の議決を得なければならない。
- ✓ 但し、一度建設改良ということで法第26条第1項の規定により繰り越したものを、さらに事故のため、法第26条第1項の規定により再度1事業年度に繰り越すことは許される。
- ✓ なお、予算の繰越しは、原則に対する特例をなすものであるので当初予算の建設改良費の大部分をそのまま翌年度に繰り越すことは適当でない。

公営企業会計の予算

■ 事故繰越

- ✓ 毎事業年度の支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、**避け難い事故のため、年度内に支払い義務が生じなかったもの**については、管理者は、その金額を翌年度に繰り越して使用することができる(通常事故繰越といわれるもの)。
- ✓ 建設改良費の繰越が経費の性質によって繰り越すことができるとしているのに対し、これは**執行できなかった理由によって繰り越すことができる**こととしている。従って、この場合は建設改良に限らず、すべての支出予算について可能であるが、その理由について制限を加えている。

平成30年度A市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項(第2項ただし書)の規定による建設改良費の繰越額
(事故繰越額)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						当年度損 益勘定留 保資金			
1 資本的 支出	1 建設改 良費	浄水地拡 張工事	5,000,000	3,000,000	2,000,000	2,000,000	0	0	降雨のた め工期延 長